

NACCSセンターに関するご意見・ご要望の募集(NACCS110番)に係る回答

提出日	ご意見・ご要望名 (タイトル)	ご意見・ご要望の具体的内容・理由	対応の概要	掲載日
2024/5/14	再利用期間の件 (輸出)	<p>当社で蔵置中の輸出許可積みコンテナ情報が、他港で誤送信されたMFRにより消失しました。 (誤送信の為MFRは直ぐに取り消され、ICN でコンテナ情報がない状態となった) 理由はMFR時のコンテナ情報DBチェックで、輸出コンテナ情報があった場合でも最新更新日から4日で上書き可能となるためとの事でした。 税関相談の上、マニュアル管理する事態となりました。 当社の他支店でも2018年船積直前のコンテナ情報が、外地の誤ったMFRにより消去される件がございました。</p> <p>再利用が可能となるメリットよりも、保税管理中の輸出コンテナが他社の誤りで容易に上書き・消去される問題の方が大きいのではと思います。 通常CYへの搬入は船積みの1週間程前からなるため、4日という日数設定は非常に短いものと考えます。 まだ船積みも行っていないこの期間内に新たなMFR情報登録が必要なケースは中々想像できません。</p> <p>この輸出の場合は船積み直前(CYカット日)に発覚することになり、そこから原因追究、税関への相談、対処法の確認と時間がかかり 船積み可否、積リスト取得、荷役作業に多大な影響を及ぼします。 システム上の改変が難しければ可能期間を30日にするなど、より起こる可能性の低くなる対処を早急に希望致します。 ご検討何卒宜しくお願い致します。</p>	<p>上書き可能期間の変更は、プログラム変更となります。 プログラム変更のご要望につきましては、第6次NACCSのプログラム変更要望は受付を締め切らせていただいておりますことから、次回(7次NACCS稼働後のプログラム変更)、他の利用者様のご要望もふまえての検討とさせていただきます。</p>	2024/5/31